

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和8年度自然公園施設管理業務委託	R8.4.1	隠岐の島町長 池田高世偉 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	2,917,200	第167条の2第1項第2号	自然公園法第3条第2項により市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため			自然環境課	
県民会館大規模改修中工事期間中の県民会館仮事務所の賃貸借について	R8.4.1	公立学校共済組合松江宿泊所 松江市殿町369	8,219,376	第167条の2第1項第2号	指定管理業務の実施にあたり、県民会館に可能な限り近接した場所である必要があり、必要な面積を確保できる施設が他に存在しないため			文化国際課	
島根県立島根県民会館仮事務所整備業務	R8.4.16	公立学校共済組合松江宿泊所 松江市殿町369	4,290,000	第167条の2第1項第2号	仮事務所移転先の整備にあたっては、施設を熟知していることが必須であると同時に、宿泊施設の利用者の妨げとならないよう、利用者の誘導や利用予約の調整等が必要となるため、対応可能な者は他に存在しないため			文化国際課	
令和8年度多文化共生推進事業等業務委託	R8.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	35,258,147	第167条の2第1項第2号	当該団体は、島根県における多文化共生の地域づくりと国際交流活動の促進等を目的としている県内唯一の団体であり、本委託事業を適切かつ効率的に実施しうるノウハウ、人材を有しているのは当該団体のみと判断できるため。			文化国際課	
令和8年度多文化共生推進事業(日本語学習の環境整備)業務	R8.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	31,467,046	第167条の2第1項第2号	当該団体は、島根県における多文化共生の地域づくりと国際交流活動の促進等を目的としている県内唯一の団体であり、本委託事業を適切かつ効率的に実施しうるノウハウ、人材を有しているのは当該団体のみと判断できるため。			文化国際課	
令和8年度多文化共生推進事業(多言語による相談体制の充実)業務	R8.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	28,723,149	第167条の2第1項第2号	当該団体は、島根県における多文化共生の地域づくりと国際交流活動の促進等を目的としている県内唯一の団体であり、本委託事業を適切かつ効率的に実施しうるノウハウ、人材を有しているのは当該団体のみと判断できるため。			文化国際課	

